

## 長久手市介護職員初任者研修等受講料助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の介護事業所等に従事する職員の確保又は資質の向上を図ることを目的に、予算の範囲内で交付する長久手市介護職員初任者研修等受講料助成金（以下「助成金」という。）に関し、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

#### (1) 介護職員初任者研修

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程に係る研修をいう。

#### (2) 実務者研修

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に該当する者として介護福祉士試験を受けるために必要な研修をいう。

#### (3) 介護事業所等

介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する介護事業所及び障害福祉サービス事業所で、別表1に掲げるものをいう。

### (助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、別表2の要件を満たすものとする。

### (助成金の対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、介護職員初任者研修または実務者研修（以下「介護職員初任者研修等」という。）に係る受講料とし、受講費用に含まれていないテキスト代等は対象としない。

2 同趣旨の他の助成金等の交付を受けている場合は、その額を除いた額を対象とする。

(助成金の交付基準額等)

第5条 助成対象者に助成金を交付する場合の基準額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 個人

対象経費の全額（上限10万円）とする。

(2) 法人

負担した対象経費の1/2（申請年度につき上限10万円）とする。なお、助成金の額は、介護事業所ごとに算出するものとし、複数の介護サービス等を同一の施設において一体的に提供している場合は、一つの介護事業所とみなすこととする。

2 助成金の交付は、研修1種類につき、当該研修を修了した者ごとに1回限りとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長久手市介護職員初任者研修等受講料助成金交付申請書（様式第1号又は様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、介護職員初任者研修等の修了日の属する年度の次年度末までに市長に提出しなければならない。ただし、申請者が法人の場合、研修受講者ごとに申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 受講料の領収書の写し（宛名が受講者本人又は法人のものに限る。）

(2) 修了証の写し

(3) 在職証明書（様式第3号）

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、速やかにその内容等を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、その結果を長久手市介護職員初任者研修等受講料助成金交付決定通知書（様式第4号）又は長久手市介護職員初任者研修等受講料助成金不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による交付決定を受けたときは、長久手市介護職員

初任者研修等受講料助成金請求書（様式第6号）により速やかに当該助成金を市長に請求する。

（助成金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対し、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

(1) 介護事業所の種別

	サービス種別	介護事業所の種別
1	居宅サービス	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護
2	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護
3	施設サービス	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院
4	介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護
5	地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
6	介護予防日常生活支援総合事業	介護予防訪問サービス（従来型） 介護予防通所サービス（従来型）

## (2) 障害福祉サービス事業所の種別

	サービス種別	障害福祉サービス事業所の種別
1	訪問系・その他介護給付	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 短期入所 重度障害者等包括支援
2	日中活動系介護給付	療養介護 生活介護
3	日中活動系訓練等給付	自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 宿泊型自立訓練 就労移行支援 就労移行支援（養成施設） 就労継続支援（A型） 就労継続支援（B型） 就労定着支援
4	居住系介護給付	施設入所支援
5	居住系訓練等給付	共同生活援助（グループホーム） 自立生活援助
6	地域相談支援	地域移行支援 地域定着支援
7	地域生活支援事業	移動支援 地域活動支援センター 訪問入浴サービス 日中一時支援
8	障害児通所支援事業	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援

別表 2 (第 3 条関係)

助成対象者	要件
個人	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 介護職員初任者研修等を修了後、長久手市内の介護事業所等に新たに 6 月以上勤務し、交付申請時においても当該事業所に継続して勤務している者。</p> <p>(2) 長久手市内の介護事業所等に新たに勤務を開始する前から介護職員初任者研修等を受講し、勤務開始時点において修了する見込みがある者であって、交付申請時においても当該事業所に継続して 6 月以上勤務している者。なお、交付申請時において、当該研修を修了していること。</p>
法人	<p>次の各号のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 長久手市内において介護事業所を運営していること。</p> <p>(2) 長久手市内の介護事業所（別表 1 (1) に掲げるものに限る。）に勤務している従業員が受講した介護職員初任者研修等の受講料の全額又は一部を負担していること。ただし、令和 7 年 4 月 1 日以降に修了したものに限る。</p> <p>(3) 介護職員初任者研修等の受講料の全額又は一部を負担した従業員を交付申請時においても当該事業所に 6 月以上継続して勤務させていること。</p>